

和解することについて

市有林の立木が無断で伐採されたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住所 ***

氏名 ***

2 被害の内容

被害箇所 霧島市溝辺町有川字前山117番5の一部 外1箇所

伐採された立木の量（材積） 309.04m³

伐採された期間 令和2年9月下旬から同年12月中旬まで

3 和解の内容の趣旨

- (1) 相手方は、本市に対して1,701,400円を支払うものとする。
- (2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申立て又は訴えの提起をしないこととする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対し、相手方が全面的に応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

市有林内において、相手方が誤って本市所有の立木を伐採したことに関し、市の算定による損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

(参考)

損害賠償額算定、市有林の所在地は別紙のとおり。

(別紙)

損害賠償額算定表

損害賠償額＝誤伐材積×スギ平均単価×経費率＋消費税

※材積は森林簿から、単価は伐採当時の平均単価である10,010円を適用。

| 番号 | 所在地 | 樹種 | 面積 (ha) | 材積 (m ³) | 誤伐面積 (ha) | 誤伐材積 (m ³) | 経費率 (%) |
|-----|---------------|----|------------|-------------------------|--------------|---------------------------|------------|
| 1 | 溝辺町有川字前山117番5 | スギ | 1.94 | 1,245 | 0.40 | 256.70 | 50 |
| 2 | 溝辺町有川字前山129番 | スギ | 0.47 | 123 | 0.20 | 52.34 | 50 |
| 合 計 | | | 2.41 | 1,368 | 0.60 | 309.04 | 50 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 算定額 計 | 1,546,745 |
| 消費税相当額 (10%) | 154,674 |
| 合 計 | 1,701,419 |
| 請求金額 (100円未満切捨て) | 1,701,400 |

位置図

